

# 令和5年度 地域医療構想調整会議 各構想区域分科会における協議内容について

---

令和5年3月22日  
佐賀県健康福祉部 医務課

# 地域医療構想調整会議各分科会における協議内容（案）

## 1. 公立病院経営強化プランに関する協議

## 2. 第8次医療計画の在宅医療に関する協議

- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に関する協議 等

## 3. 構想区域ごとに設定した在宅医療のテーマ（課題）に関する協議

- R4年度分科会で構想区域ごとに取り組む在宅医療のテーマ（課題）を設定
- R5年度以降、各協議の場（郡市医師会、新たに設置する部会等）での議論の状況を分科会へ報告
- 必要に応じて次期8次医療計画に反映

## 4. 外来医療計画策定に関する協議

- 外来医師偏在指標等を踏まえた地域で不足する外来医療機能
- 医療機器の効率的な活用 等

## 5. 外来機能報告を踏まえた紹介受診重点医療機関に関する協議

- 重点外来基準該当であり、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有しない医療機関
- 重点外来基準非該当であり、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関

# 公立病院経営強化プラン

- 病院事業を設置する地方公共団体が「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ策定する計画。（「公立病院経営強化の推進について(通知)(R04.03.29付け総財準第72号)」）

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要一部抜粋

## 公立病院経営強化プランの内容

### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。  
特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

### (3) 経営形態の見直し

### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

### (5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

### (6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

### 〔策定期期〕

- R5年中に策定

### 〔公立病院経営強化プランの位置づけ〕

- 公立病院経営強化プランは公立病院の地域医療構想に係る具体的対応方針として位置づけ。
- このため、地域医療構想と整合的であることが必要。

### 〔協議方法〕

- プランの策定にあたっては、地域医療構想調整会議分科会において協議・了承が必要。

## Ⅱ 5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれの医療提供体制等に関する事項

### 3 在宅医療

#### (1) 在宅医療の提供体制

・医療圏ごとに在宅医療のテーマ(課題)を設定  
・R5年度以降具体的な協議・検討に着手

##### ① 見直しの方向性

- 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。  
・圏域内に少なくとも1つは設定
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

※ 在宅医療の体制整備においては、これまでの介護サービス基盤の整備状況や今後の見込みも踏まえる必要があることから、医療計画と介護保険事業(支援)計画の整合性を図るため、医療計画策定の際に、都道府県や市区町村における医療・介護の担当部局間で協議を行う必要。

#### (2) 急変時・看取り、災害時等における在宅医療の体制整備

##### ① 見直しの方向性

- 在宅療養患者の急変に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。
- 平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進めるとともに、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進。

### (3) 在宅医療における各職種の間わり

#### ① 見直しの方向性

- 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。
- 在宅医療における **各職種の機能・役割の明確化**。



# 構想区域ごとに設定した在宅医療のテーマ（課題） ・ 協議の場

構想区域	テーマ	協議の場
中部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①訪問診療を行う医療機関の増加(訪問診療のやり方の啓発)</li> <li>・ ①医療・福祉関係者の在宅医療に係る学習機会の確保、理解促進</li> </ul>	分科会の下に在宅医療部会を設置 (P)
東部	<p>『訪問診療を行う医師のバックアップ体制の構築』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サブテーマ「主治医・副主治医制の検討」</li> <li>・ サブテーマ「訪問看護ステーションの有効活用策の検討」</li> </ul>	鳥栖三養基地区医師会 (在宅医療・介護連携推進事業)
北部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部地区において、訪問看護ステーションの人材不足を補うために、ICT等を活用した働きやすさの向上や事業所間の連携推進を図るためには、どうすればよいか</li> </ul>	唐津東松浦医師会「在宅医療ネットワーク」 訪問看護部会
西部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西部地区の高齢者施設（自宅）における看取り・ACPをいかに普及させるか</li> </ul>	伊万里・有田地区医師会 (在宅医療・介護連携推進事業)
南部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南部地区において、いかにして1人でも多く、在宅医療に参加してくれる医師を増やしていくか</li> </ul>	各郡市医師会 (武雄杵島地区医師会、鹿島藤津地区医師会)

- R4年度分科会で構想区域ごとに取り組む在宅医療のテーマ（課題）を設定
- R5年度以降、各協議の場（郡市医師会、新たに設置する部会等）での議論の状況を分科会へ報告。
- 必要に応じて次期8次医療計画に反映

### Ⅲ 外来医療にかかる医療提供体制の確保に関するガイドラインに関する事項

#### 1 外来医師偏在指標を活用した取組について

H29年の外来受療率を用いて、外来医師偏在指標を算定。  
この指標により外来医師多数区域等を設定

#### (2) 外来医師偏在指標を活用した取組について

- 今後の外来需要の動向が地域によって異なることを踏まえ、二次医療圏毎の人口推計や外来患者数推計等を踏まえた協議を行うことを求める。
- 策定した外来医療計画は、住民に対しわかりやすく周知する必要。
- 外来医師多数区域以外や新規開業者以外においても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができることとする。
- 外来医療の体制整備に当たっては、医師確保の観点も必要であるが、特に外来医師多数区域以外については、医師確保計画とも整合性をとりながら進める必用。
- 地域に必要な外来医療提供体制の構築を進める観点から、都道府県は、地域で不足する医療機能（夜間・休日の診療、在宅医療、公衆衛生等）について、具体的な目標を定め、達成に向けた取組の進捗評価に努める必用。
- 外来医師多数区域における新規開業者に対しては、地域で不足する医療機能を担うことに合意が得られた事項に関して、地域の医師会や市町村と情報共有する等、フォローアップを行う。

#### 2 医療機器の効率的な活用について

##### (1) 医療機器の配置・稼働状況等の可視化について

- 都道府県においては、地域の医療機関がその地域において活用可能な医療機器について把握できるよう、医療機器の配置・稼働状況に加え、共同利用計画から入手可能な、医療機器の共同利用の有無や画像診断情報の提供の有無等の方針についても可視化を進め、必要な共同利用を促進。

## Ⅲ 外来医療にかかる医療提供体制の確保に関するガイドラインに関する事項

### 2 医療機器の効率的な活用について

#### (2) 共同利用計画について

- 地域の医療資源を可視化する観点から、新たに医療機器を購入する医療機関に対して、購入後の当該医療機器の稼働状況について、都道府県へ報告を求める。



R04.12.28

第8次医療計画等に関する検討会

第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ一部抜粋・加工

## Ⅲ 外来医療にかかる医療提供体制の確保に関するガイドラインに関する事項

### 3 地域における外来医療の機能分化及び連携について

#### (1) 外来医療計画の記載事項について

- 地域の医療機関の外来機能の明確化や連携状況を可視化し、患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的に、紹介受診重点医療機関となる医療機関の名称に加え、外来機能報告で把握可能な、紹介受診重点外来の実施状況等の情報を新たに盛り込む。

#### (2) 外来機能報告の活用方法について

- 都道府県においては、外来機能報告により入手可能な重点外来や紹介・逆紹介等のデータを活用し、地域の外来医療の提供状況について把握するとともに、紹介受診重点医療機関の機能・役割も踏まえた、地域における外来医療提供体制の在り方について、検討を行うこととする。

R05.03.29報告期限

国が外来機能報告のデータを集計し、  
都道府県へ情報提供 (R05.06頃)

### 【地域における協議事項 (R05.07以降)】

#### ● 紹介受診重点医療機関の明確化

- ①重点外来基準該当であり、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有しない医療機関
- ②重点外来基準 非該当であり、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関

※紹介受診重点医療機関について、医療機関の意向と地域の協議の場での結論が一致したものに限り、協議が整ったものとして、協議結果を取りまとめて公表。